

昭和 30 年

大 阪 府 民 所 得

昭和 31 年 12 月

大 阪 府

はしがき

この報告は昭和30年の大阪府民所得を示したものである。

今回は、昭和30年国勢調査の抽出集計結果がまとまつたのを機として、これまで発表してきた勤労所得および個人業主所得の系列に若干の修正を行い、適正を期した。推計は府民個人所得を主とし、この補助系列として府民分配所得、産業別府民個人所得、個人消費支出の推計を行つた。また、概念および推計方法は昨年通りであつて、かねて統計審議会の審議を経た基準方式に則ることを旨として、全国各府県相互間の所得比較に便なるように計り、特に大阪府の特殊事情として重要な県際関係を明確にするため、「府民からの純所得」を分配所得の1項目とした。

ここに、府民経済の循環構造を把握して府財政経済施策の樹立に資し、さらに府県民経済相互間の比較を通じて国民経済の地域的分析および国民経済視野にたつ経済施策の樹立に役立たせることを目的として発表するこの報告が、諸賢にいささかなりとも利用されれば甚だ幸いであると思う。

おわりに、この報告に必要な資料を提供していただいた各位に厚く感謝いたします。

昭和31年12月

大阪府総務部統計課長 坂田 博吉

目 次

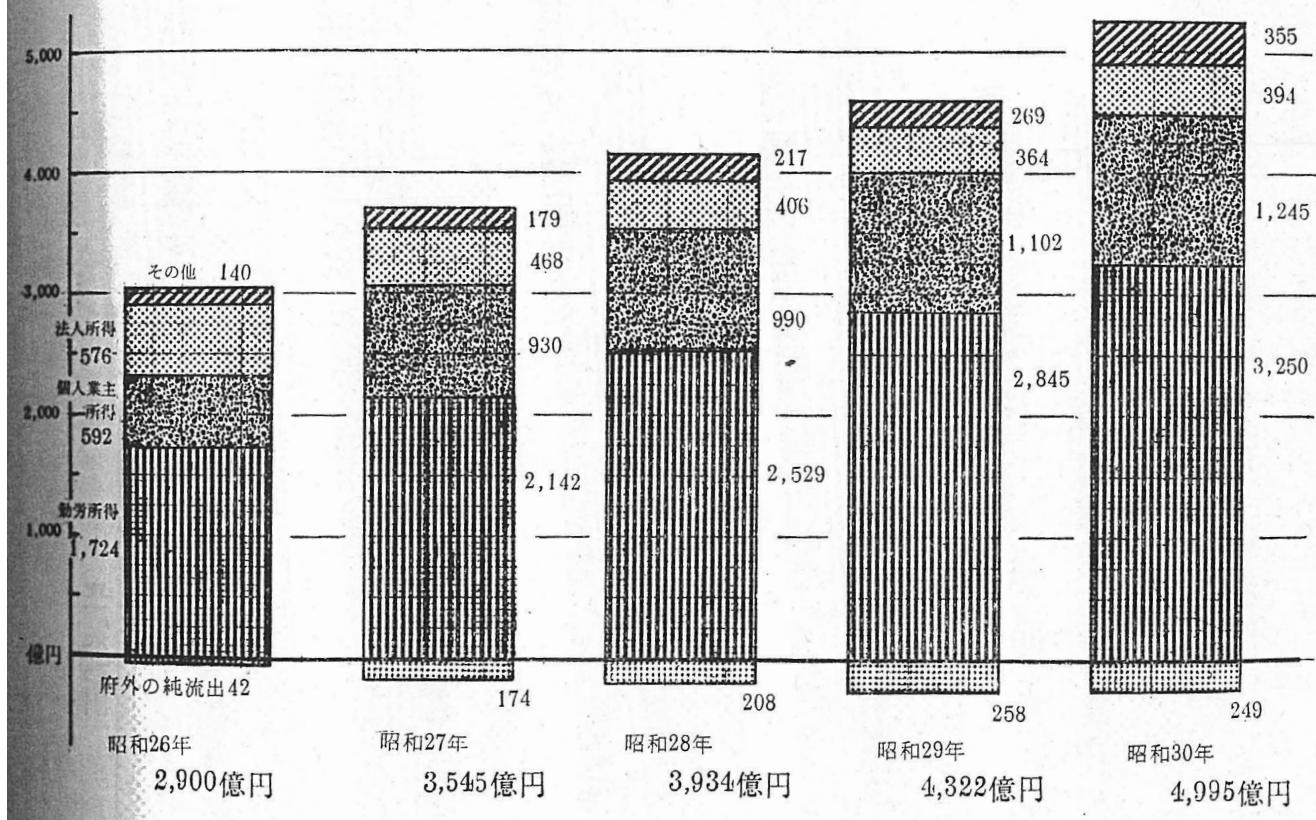
は し が き

図 表

第一 章	府民所得の概念および内容	1
第二 章	昭和30年府民所得の概観	4
	総括表	6
	改訂表(昭和26~29年)	10
	参考表(昭和29年分配県民所得)	11
第三 章	推計方法	12
	明細表	19

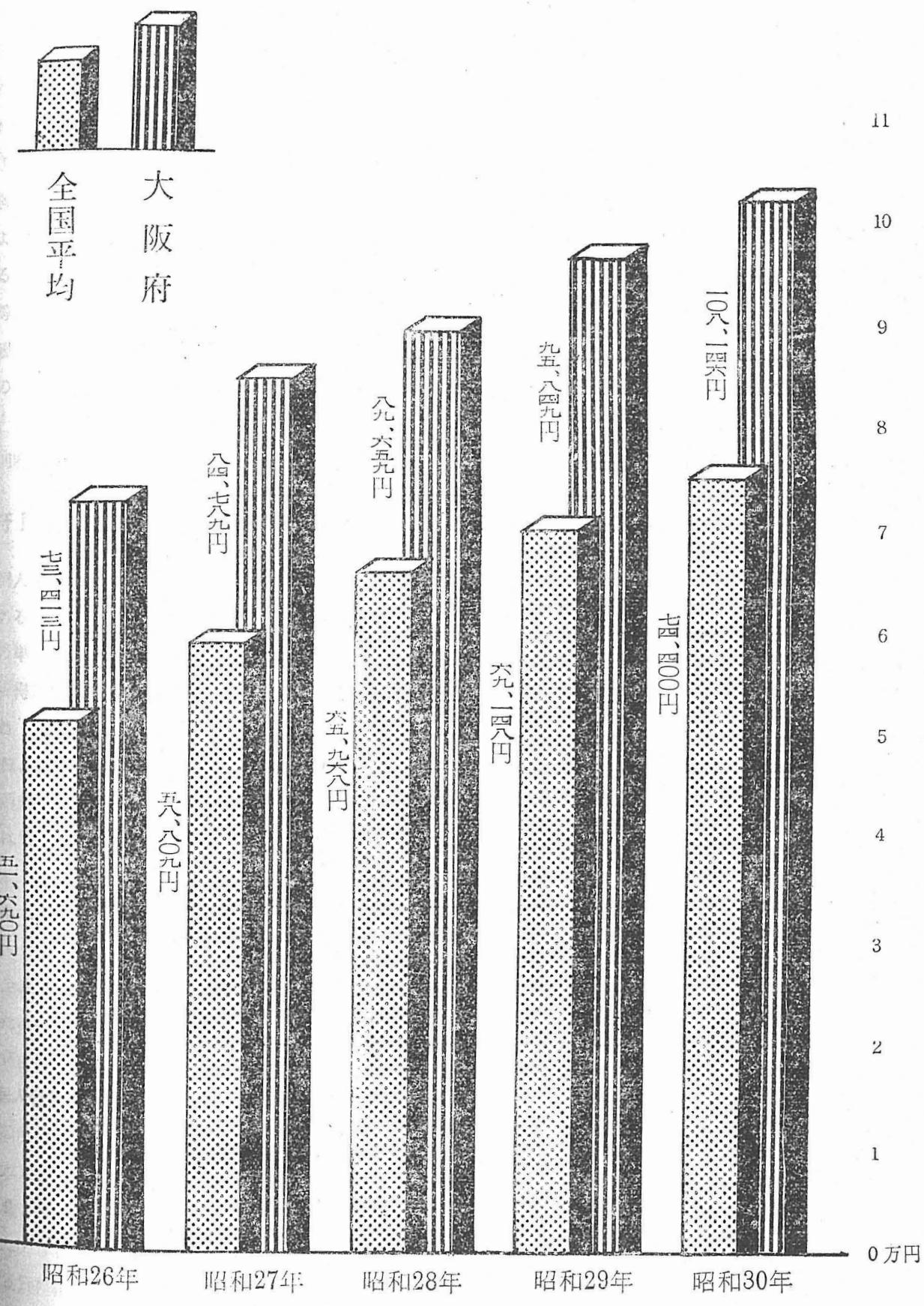
第 1 図

府民分配所得の推移



第 2 図

1人当たり所得の比較



第一章 府民所得の概念および内容

一、府民所得のしくみ

府民所得とは、大阪府の経済活動において一定の期間のうちに生産される財貨と用役の純額であると規定される。ここで純とは二重計算を除くことをいい、一般的に生産総額から生産の過程において消費された原材料や半製品などの中間生産物の価格を差し引き、さらに減価償却費を差し引いた残りの純生産額のことを意味している。また別の表現をすれば、府民所得は府において一定期間に生産された財貨と用役の純額が、この生産に参加した諸要素にそれぞれ分配されるべき所得の合計であるともいえ、あるいはさらに、これがどのように支出されているかにしたがって、市場価格での支出各項目の総計であるともいえる。

このように府民所得は生産・分配・支出の三つの流れから把握することが出来、ここに府経済循環の分析が可能になってくる。そしてこれら三面の流れは、もともと同一の価値のものであるから、これらは同額になるはずで、この関係を三面等価の原則といっている。

この観点から国民所得には生産・分配・支出の三系列の推計が行われているが、県際関係の特に複雑な大阪府では、これらの実際の推計は非常に困難となるので、ここでは府民個人所得と府民個人支出を重点的に推計し、その補助系列として、これを補完し、その信頼度を検討するためにまた複雑な県際関係を明らかにすることをも兼ねて府民分配所得と産業別府民個人所得の推計を行っているが府民生産所得は資料の関係から未推計である。

二、府民個人所得

府民個人所得は、県内に居住する個人が民間企業や官公機関などのすべての源泉から一年間に実際に受領した所得の総額である。これには経済活動に参加した報酬としての所得ばかりでなく、官公庁からの振替所得も含まれるが、個人相互間の単なる所得の移転や、財産の移転に伴う収入は含まれない。その構成項目は第1表に示す通り、勤労所得、個人業主所得以下6項目より成る。

(1) 勤 労 所 得

常傭、日傭を問わず雇傭契約によって被傭者の地位にある人が、その働きに対する報酬として傭主から実際に受取った所得であって、毎月きまって支給されるもののほか、賞与、諸手当などの現金収入および現物給与も含む。その内容は賃金俸給、兼業所得およびその他の勤労所得からなっているが、振替所得との関係から社会保険料を差引いてある。

(2) 個人業主所得

個人が企業の主体となり、家族や被傭者の労働を使って企業を運営して得た所得で、その実質は、企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

またこの中には、本業とは別に家族のうちで独立に得た内職所得を含め、国民健康保険料を控除している。さらに個人業主に課せられる事業税、固定資産税および各種産業团体費は所得税法の慣行により経費として控除している。

(3) 個人賃貸料所得

この所得は個人が所有する不動産（田畠、宅地、家屋など）の賃貸から生ずる所得であるが、このうち不動産の賃貸を本業とする個人業主（下宿屋、旅館業など）のうけとる所得は含まない。（これらは不動産業として個人業主所得に含まれる。）

また所有者が自らの消費用に使用する不動産の評価賃貸料はここに含まれるが、自らの営業用に使用している不動産の賃貸料相当額は、個人業主所得の一部を構成しているとみなされるのでここに含まれない。

なおこの所得は賃貸料の総額から減価償却費、修繕費、固定資産税などの必要経費を控除した純額である。

(4) 個人利子所得

個人が政府や民間企業から受取る貨幣利子と帰属利子からなる。帰属利子とは、個人が明白な対価の支出なくして受けた金融上のサービスに伴って発生する利子、および生命保険会社等によって個人の勘定として留保された財産得等である。

またここに含められる政府からの利子は、固ならびに地方公共団体の企業の経営にともなって発行する利子であつて、それ以外の債券や借入金の利子（個人への支払分）は振替所得とする。

(5) 個人配当所得

個人が株式会社などから受取る配当のほか、有限会社などからの利益金分配、その他特殊法人の剩余金分配と、法人の利益金分配からの重役賞与からなり居住地主義による。

(6) 振替所得

個人が政府または民間企業から、生産の対価としてでなく無償で受取る所得である。したがつてその年の生産と合わないものである。

三、府民分配所得

府民分配所得は、この一年間の府民経済の流れを分配面、すなわち生産された純生産物の価値（生産所得）を、この生産に寄与した労働や物財の各生産諸要素にどのように分配されるべきか、どのように帰属するかをみたのである。その分配各項目は勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、法人所得、官公事業剩余、それ以外からの純所得の7項目からなっている。

(1) 勤労所得

大阪府内で生産された純価値のうち、勤労所得に分配されるべきものの発生額を計上するために、個人所得の所得のみでなく、昼間に府内へ流入超過する勤労者の所得も含まれる。また発生額を求める建前上、社会保険料の負担分をも計上している。またここで加えられた府内流入超過の勤労者に分配された所得を第7項の府外からの純所得の内の勤労所得で控除したものが府民の勤労所得（発生額）になる。

(2) 個人業主所得

府民個人所得の同項目に国民健康保険料を加えた発生額による。

(3) および(4) 個人賃貸料および利子所得

これらの項目は府民個人所得で発生主義にもとづくものが便宜上把握されているから、それと相違がない。

(5) 法人所得

法人税、個人配当、法人留保の3つからなる。

居住地主義で把握されるため税務統計の法人所得あるいは法人税と若干の相違がある。すなわち、税務統計の法人所得等は、本店計算主義であるため他県に本店をもつ法人の所得の大坂府内支店分を含まないし、また府内に本店もつ法人の所得には他県の支店分をも含んでいるので、純粋に府内の法人事業所の所得を推計することが出来ない。そのため、これを補正して府内分のみを求める必要がある。この推計方法は第三章で述べている。

(6) 公営事業剰余

範囲は公営ガス、電気、水道、印刷などの財貨およびサービスの生産に直接たずさわるものに限定する。

(7) 府外からの純所得

以上は大坂府内で個人および企業が、この一年間に生産活動したことから発生した所得を支払要素別に分配したものであるが、これには居住地主義の建前から他県へ流出するものは控除し、他県から流入するものは加えなければ

らない。昼間に流入超過する労働者が所得する額は流出項目となり、個人配当金と法人留保は、府内の資産等が差引き他県から稼得超過するものだけ加算しなければならない。

四、産業別府民個人所得

これは（二）の府民個人所得のうち、労働所得と個人業主所得を産業別に組替えたものであるから、概念と内容は府民個人所得の規定と同じものである。

五、府民個人支出

府民個人所得が、消費支出や個人の税、貯蓄として実際にどのように処分されたかの態様をしめすものが府民個人支出で、個人所得とこの個人支出をバランスさせることによって府民経済計算上の個人所得とその処分の勘定（個人勘定）が作成される。このように個人支出は、個人所得と表裏一体をなすもので、理論的には一致しなければならないが統計資料の制約などで必ずしも一致しないので、個人貯蓄を差引計算によって求めてバランスさせる。

（1）個人消費支出

最終消費者である個人の財貨やサービスの購入額と農家等の自家用に供された食料、燃料ならびに労働者が現物給与として受取った食料等や、自己所有家屋や金融機関が提供するサービス等の評価額からなる。

（2）個人税および税外負担

これは個人の所得ならびにその財産にかけられた国税および地方税と、個人が国および地方公共団体に支払う各種使用料、手数料、ちょう罰および没収金などの税外負担からなる。

（3）府外への純送金

府内に居住する個人から府外居住者への贈与、学資送金その他の移転的支出から同じ性質の送金を府民が受取った額を差引いた「純」額である。

（4）個人貯蓄

これは個人所得からその処分としての個人消費支出、個人税（税外負担を含む）および府外への純送金を差引いた残額である。

第二章 昭和30年府民所得の概観

一、総括

昭和30年の総所得は4,995億円で、全国民所得 6兆6235億円の7.5%を占めているが、前年の4,322億円に対し673億円の増加、百分率にして15.6%の上昇になった。この増加率は前年の上昇率 10.0%に比べ大きく上昇したあとがみられる。このことは国民所得が前年の上昇率6.3%に比べて30年が8.7%とやや増加したよりも著しいのが注目される。

府民一人当たり所得は、府の人口が2.4%増えたため総所得の15.6%上昇を下廻って12.8%増の108,146円となった。これを昭和26年と比較すると、47.3%の大巾の上昇となっているが、昭和26年基準の物価指数で補正して、物価の騰勢を除いた実質所得では、26年の73,413円に対して30年は101,928円で38.8%増、また対前年比14.4%増である。

二、府民分配所得

総額4,995億円のうち、勤労所得は65.1%の3,250億円で前年に比し14.2%の増加となり、個人業主所得も対前年比12.9%と順調な伸びを示した。この外、個人分の小作料や家賃所得も44.9%上昇し、個人利子所得も22%の上昇となつた。また法人所得は8.3%の上昇であるが、なかでも法人留保が著しく伸びて対前年比386.3%となった。一方府外からの純所得は本年も流出超過で249億円であり、その内訳をみれば、勤労所得が前年に比べ41億円多く府外へ流出し、反対に個人配当と法人留保が前年よりも50億円多く流入したので、差引き9億円だけ流出が減少した。

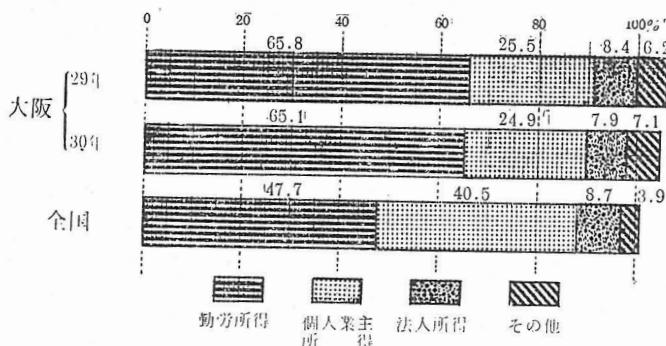
次に全体の構成をみると、第3図の通りであって、勤労所得の比重は前年の65.8%から65.1%へ、個人業主所得は25.5%から24.9%へ、法人所得は8.4%から7.9%へと皆減退したが、その他の所得が僅かながら増加した。しかし30年の全国と比べると府の勤労所得の比重が著しく大きく、反対に個人業主所得の比重が小さいことがわかる。

また1人当たり所得を全国平均と比べると、府の108,146円に対して、後者は74,400円で、その差が顕著であるのが目される。

1人当たり所得比較

	大阪府	全国平均	大阪/全国
昭和26年	73,413	51,690	142.0
27年	84,789	58,809	144.2
28年	89,659	65,968	135.9
29年	95,849	69,148	138.6
30年	108,146	74,400	145.3

第3図 分配府民所得の構成

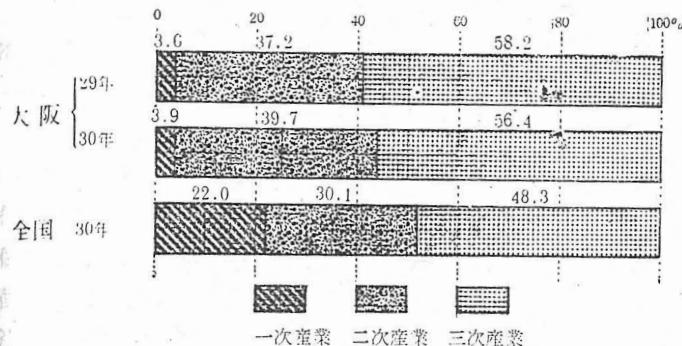


注 構成比の合計と100%との差は府外(海外)からの純所得

三、産業別府民個人所得

個人所得のうち勤労所得と個人業主所得を産業別に組みかえられたものでみると、30年の一次産業は全体の3.9%で前年3.6%から若干上進した。二次産業も39.7%と前年よりやや比重が増したがこれは製造業が増えたためである。この反面、第三次産業は56.4%で前年に比べ1.8%減退している。これを全国構成割合と比較すると、第4図の通りで一次産業と二次産業の比重の違いの著しいことが眼につく。

第4図 産業別構成



四、個人所得とその処分

個人が30年中に受取った総額は4,663億円で、前年の4,061億円より14.8%増加した。この増加は主として勤労所得(338億円増)と個人業主所得(142億円増)によって支えられている。

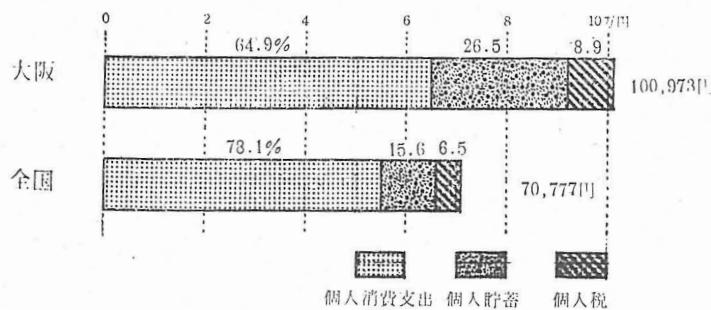
次にこの所得の処分面をみると、総額4,663億円のうち個人税および税外負担は8.9%で、残りの91.1%がいわゆる可処分所得である、この可処分所得は29年の90.0%よりも上昇しているが、このうち貯蓄になった分が28.7%である。で残りの所得が個人消費として支出されていて、これは全所得の64.9%に達して前年の68.8%と比べると減退の傾向である。しかし29年からみて602億円増加した個人所得のうち消費支出の増加へ廻ったのは234億円で、貯蓄の増加が362億円(前年は全所得488億円増加のうち貯蓄増は153億)にも及んだことが著しく注目される。

次に1人当たり個人消費支出を全国平均と比較すると、全国の55,469円に対して府は18.2%大きく65,537円を消費したが、最近5年間を平均すれば、府は全国平均より約17%多く消費している。

1人当たり個人消費支出比較

	大 阪 府	全 国 平 均	大 阪 / 全 国
昭 和 26 年	39,422 円	34,599 円	113.9 %
27 年	48,915	41,206	118.7
28 年	56,493	48,704	116.0
29 年	61,938	53,010	116.8
30 年	65,537	55,469	118.2

第5図 個人所得とその処分



構成比の合計と100%との差は府外(海外)からの純送金